

岩倉市

みどりのきほんけいかく  
**緑の基本計画**

市の木 市の花

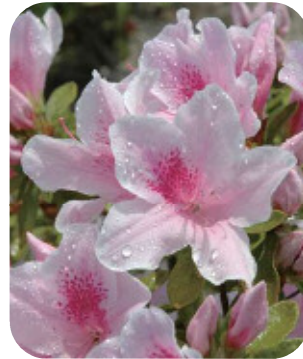
環境保全宣言都市としてふさわしい緑ゆたかな環境づくりの一環として緑化事業をすすめるため、昭和47年(1972年)に市民の皆さんの応募により市の木、市の花を選定しました。

市の木 《くすのき》



木全体にショウノウを含む常緑の大高木です。高さ30m以上に達し直径は、2mくらいになります。5月ごろ新しい枝の葉腋に長い柄を出し、円錐形に初め白色、のち黄色をおびる小さい花が咲きます。

市の花 《ツツジ》



原野から山地、亜高山帯に生育しています。よく枝を分け、葉は落葉性ですが一部越冬します。花は漏斗状の合弁花冠で先が5裂しよく開きます。花色は、白、淡紫、紫、赤、だいだいなどいろいろです。

岩倉市緑の基本計画

令和3年3月  
岩倉市



岩倉五條川の精  
い〜わくん





# 目 次

---

## 序 章 緑の基本計画の概要

序-1 緑の基本計画とは .....	序-1
序-2 緑の基本計画策定の背景 .....	序-1
序-3 計画の概要 .....	序-2
序-4 計画の構成 .....	序-3
序-5 関連計画の整理 .....	序-4
序-6 緑の定義 .....	序-12
序-7 緑の4つの機能 .....	序-13
序-8 前計画の検証 .....	序-14

## 第1章 現況調査

1-1 自然的条件調査 .....	1-1
1-2 社会的条件調査 .....	1-8
1-3 緑地現況・緑化調査 .....	1-10

## 第2章 緑に関する市民意向

2-1 アンケート調査の概要 .....	2-1
2-2 アンケート調査結果 .....	2-2

## 第3章 調査結果の分析・評価と課題の整理

3-1 調査結果の分析・評価 .....	3-1
3-2 緑の課題整理 .....	3-10

## 第4章 計画の基本方針

4-1 緑の将来像 .....	4-1
4-2 基本方針 .....	4-2

## 第5章 緑地の保全及び緑化の目標

5-1 計画の枠組み .....	5-1
5-2 計画の目標水準 .....	5-2

## 第6章 緑地の保全・緑化の具体的な施策

6-1 緑の保全 .....	6-2
6-2 緑の創出 .....	6-6
6-3 緑の回廊 .....	6-10
6-4 緑の育成・活用 .....	6-14

# 目 次

---

## 第7章 緑化重点ゾーン

7-1 緑化重点ゾーンの設定 .....	7-1
7-2 緑化重点ゾーンの計画 .....	7-2

## 第8章 実現化に向けて

8-1 緑づくりの役割分担 .....	8-1
8-2 計画の進行と見直し .....	8-2



## 序章 緑の基本計画の概要

### 序一 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、「緑地の保全及び緑化の目標」や「これらを推進するための施策」を示し、「都市公園の整備」や「緑地の保全」、「緑化の推進」を総合的に進めていくため策定するものです。

### 序一 2 緑の基本計画策定の背景

本市では、緑の基本計画を2011年度（平成23年度）に策定しました。

緑には、防災・減災に資する機能をはじめ、生物多様性を保全する機能、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境を保全する機能、豊かな水環境形成につながる雨水貯留・かん養機能や、美しい街をつくる景観形成機能などがあります。

2015年（平成27年）9月に開催された国連サミットにおいて、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどが持続可能となることを目指し、2030年（令和12年）までの行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、SDGsの達成に向けて自治体レベルで取り組むことが求められています。

近年、気候変動に伴う自然災害や生物多様性への影響により、安全・安心のまちづくりを進めていく観点から、緑に関する意識が高まっています。

また、公園等については、少子高齢化やライフスタイルの変化によって多様化する市民ニーズに適応し、人々の豊かな暮らしをいかに実現していくかが重要となり、既存公園等における維持管理方法などの見直しを検討していく必要があります。

さらに、関連計画の改定・策定に伴い、関連計画などに対応した計画の見直しが必要となるとともに、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法が改正されるなど、緑を取り巻く法制度も時代に合わせて変化しています。

緑の持つ多様な機能が市民の暮らしを支え、豊かにするために十分に発揮される環境を整えていくよう前計画を見直し、これからの時代に即した緑の基本計画として改定を行います。



## 序一3 計画の概要

### 1 計画の期間

本計画の期間は岩倉市都市計画マスタープランとの整合を図り、10年後の2030年度（令和12年度）を目標年度とします。

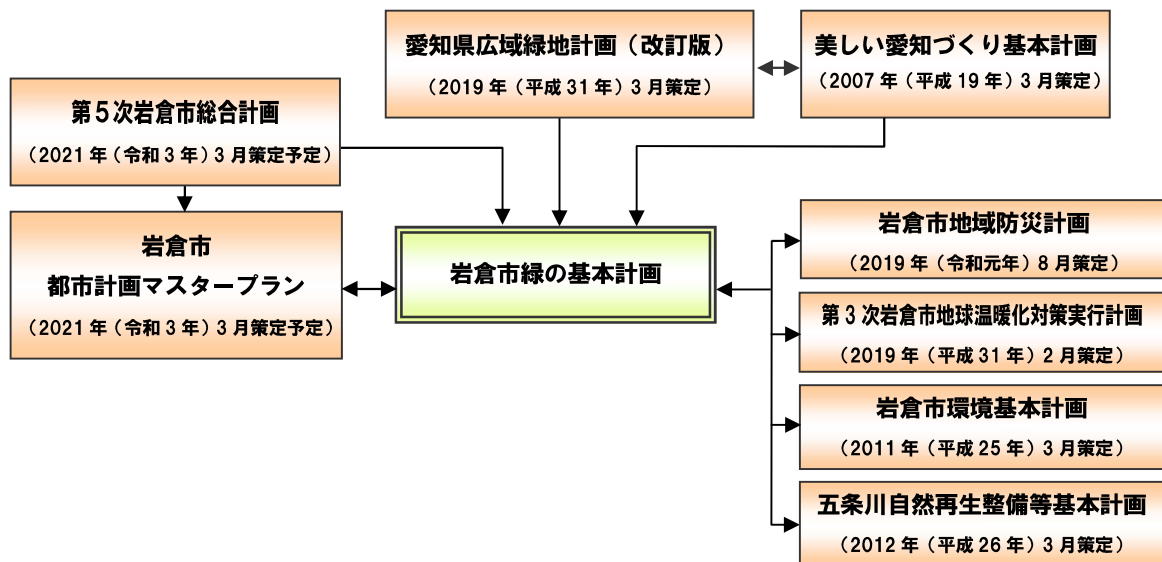
### 2 計画の対象

本計画は、市域全域（都市計画区域）を対象とします。なお、市域は2020年（令和2年）現在、市街化区域531ha、市街化調整区域516ha、全域1,047haとなっており、2015年（平成27年）10月1日現在の人口は47,562人（平成27年国勢調査\*）、市街化区域内の人口は43,229人となっています。

※本計画では、人口の現況値は平成27年国勢調査の値を使用。

### 3 計画の位置づけ

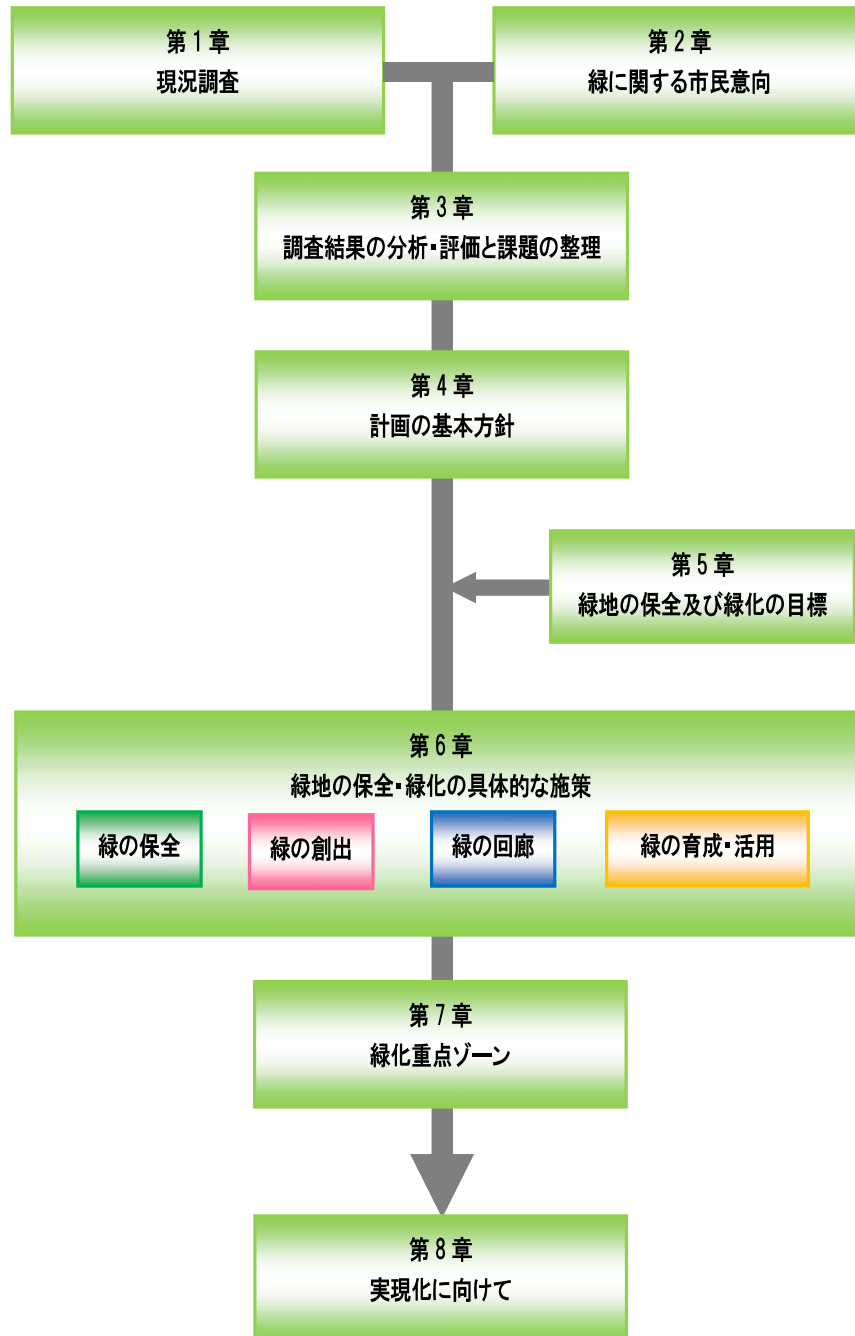
本計画は、国などの政策を踏まえつつ、「愛知県広域緑地計画（改訂版）」や「岩倉市都市計画マスタープラン」などと整合を図り策定します。



■計画の位置づけ

## 序一4 計画の構成

緑の基本計画では、本市における緑の現況を把握して課題の整理を行い、計画の基本方針として緑の基本理念と将来像を掲げます。その実現に向けて、計画の目標水準を設定し、それらの方針を踏まえて、緑地の保全及び緑化の推進のための施策の整理を行います。



■計画の構成



## 序一5 関連計画の整理

### 1 愛知県広域緑地計画（改訂版）（2019年（平成31年）3月策定）

#### （1）基本理念

**豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり**  
～緑の質を高め、多様な機能を活用～

#### （2）基本方針

いのちを守る緑 環境・安全	<p><b>緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり</b></p> <p>○人にとっても生き物にとっても「緑」は欠かせない存在であることの共通認識を図り、緑を育む行動へと結びつけます。</p> <p>○都市づくりと連携しながら、緑が有する防災・減災機能を発揮し、私たちの安全・安心な暮らしを確保します。</p> <p>○水と緑のネットワークの形成と生物多様性の確保に向けた取組をさらに推進し、都市に暮らす私たちが、自然にいきる生き物とともに快適に暮らせるよう、まちと自然が調和した、持続可能な都市の緑づくりを目指します。</p>	<p>キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災</li> <li>・生物多様性の確保</li> <li>・水と緑のネットワーク</li> <li>・意識啓発</li> </ul>
交流を生み出す緑 活力	<p><b>多様な主体との連携と地域の特性をいかす緑づくり</b></p> <p>○交流を通じてコミュニティを醸成し、県民の暮らしに彩りを添えることの出来る緑の創出と活用を進めます。</p> <p>○愛知らしい固有の緑を効果的に活用・PRすることで、地域の特色をいかした魅力向上を図ります。</p> <p>○多様な主体が相互にコミュニケーションを図りながら連携・協働し、緑の魅力やポテンシャルを引き出す緑づくりを目指します。</p>	<p>キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ</li> <li>・交流</li> <li>・歴史・地域資源</li> <li>・イベント</li> <li>・連携協働</li> <li>・マネジメント</li> </ul>
暮らしの質を高める緑 生活	<p><b>良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり</b></p> <p>○多様なニーズやライフスタイルがある中で、緑により誰もが居心地が良い空間を創出し、県民の生活の質の向上に資する緑づくりを進めます。</p> <p>○心身の健康にとって必要となる自然との触れ合いの場や、公園などのオープンスペースの充実を図ります。</p> <p>○四季の移ろいを感じられる花と緑の活用や、自然を身近に感じられる場の創出を図り、風情があり安らぐ緑の空間づくりを進めます。</p>	<p>キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・QOL（生活の質）</li> <li>・健康増進・健康維持に資する緑</li> <li>・花と緑のまちづくり</li> <li>・高齢者、子育て支援</li> </ul>
活用	<p>上記の3つの緑（「いのちを守る緑」「交流を生み出す緑」「暮らしの質を高める緑」）の機能を最大限に高めるために、県、市町村、NPO、県民、民間事業者等が適切な役割分担のもと、緑を効果的に『活用』することが重要です。</p>	





## 2 美しい愛知づくり景観資源（2008年（平成20年）3月17日指定）

### （1）位置づけ

美しい愛知づくり景観資源は、「美しい愛知づくり条例」（平成18年条例第6号第7条）にもとづいて指定が行われました。

### （2）美しい愛知づくり景観資源

愛知県では、魅力ある地域づくりのために、良好な景観形成が必要と考え、「美しい愛知づくり」を推進しており、2007年（平成19年）9月から11月にかけて、県民から地域の良好な景観を広く募集し、612か所の景観を「美しい愛知づくり景観資源600選」として、指定しました。

### （3）本市における景観資源

本市においては、以下に示す3か所が景観資源に指定されています。

名 称	概 要	写 真
五条川の桜	<ul style="list-style-type: none"> <li>○約 1,400 本の桜並木は、「日本のさくら名所100選」に選ばれています。</li> <li>○五条川の桜は 1949 年（昭和 24 年）頃から植えられ、延長約 7.6km の並木はソメイヨシノが中心です。</li> <li>○市のシンボルとして「桜まつり」など各種イベントが行われます。</li> <li>○五条川で行われる伝統的な鯉幟のりおとし作業、「のんぼり洗い」は、風物詩となっています。</li> <li>○市民団体による「桜の整枝」や「川清掃」などが行われています。</li> </ul>	
岩倉城址	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山内一豊公は、1545 年（天文 14 年）、山内盛豊公の子として尾張国岩倉城に生まれたとされています。</li> <li>○1559 年（永禄 2 年）春、岩倉城は清洲城主織田信長に攻められ落城しました。</li> <li>○当時 15 歳の一豊公は難を逃れ、岩倉を離れましたが、城址碑や地名に名残を留めています。</li> <li>○すぐ横にある城址橋から五条川の桜を見ることができ、散策としても楽しむことができます。</li> </ul>	
自然生態園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然生態園は「自然と共生」を目指して、固有のピオトープとして整備されました。</li> <li>○小川、池、湿地や草屋根昆虫館なども作られています。</li> <li>○木や草など古くからこの地域にあった植物類を植え、生物が住みよい環境も整えています。</li> <li>○津島神社の森と一体的に自然環境を保全・復元し、市民のふれあう場となっています。</li> </ul>	

資料：美しい愛知づくり景観資源

### 3 第5次岩倉市総合計画（2021年（令和3年）3月策定）

目標年度：2030年度（令和12年度）

#### 将来都市像

- 健康で明るい緑の文化都市

#### 基本理念及び基本目標

##### <基本理念>

- マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす

##### <基本目標>

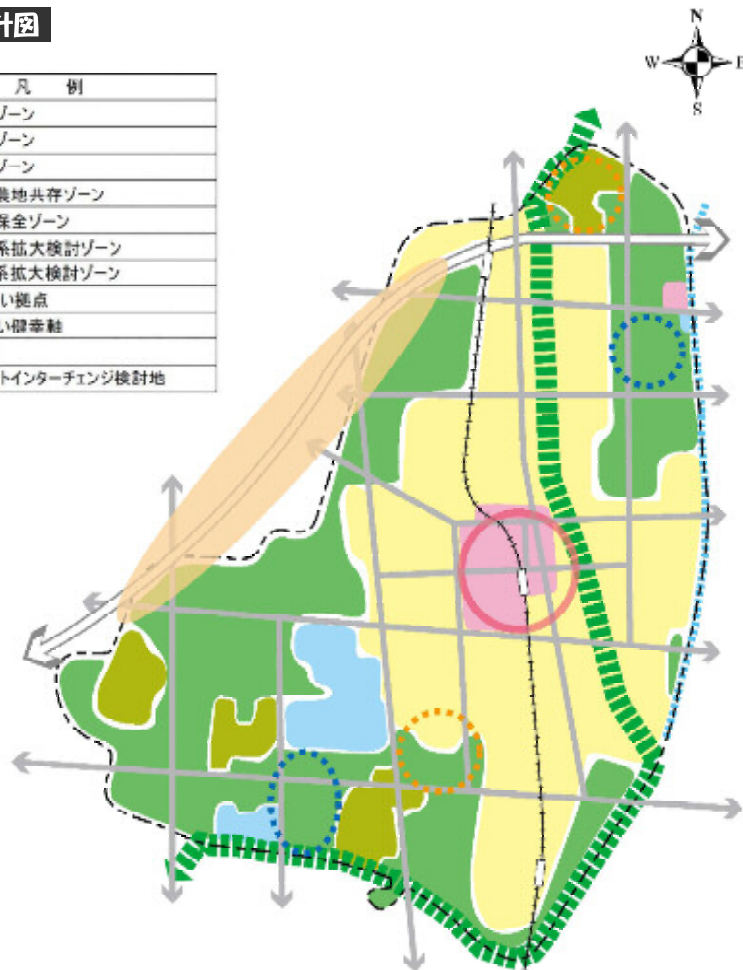
- 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）
- 個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）
- 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）
- 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）
- 協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

#### 将来人口及び世帯数

	人口	世帯数
将来予測 【目標年度】2030年度（令和12年度）	48,500（人）	23,400（世帯）

#### 土地利用方針図

凡 例	
	住宅ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	住宅農地共存ゾーン
	農地保全ゾーン
	住居系拡大検討ゾーン
	産業系拡大検討ゾーン
	にぎわい拠点
	うるおい緑帯軸
	河川
	スマートインターチェンジ検討地

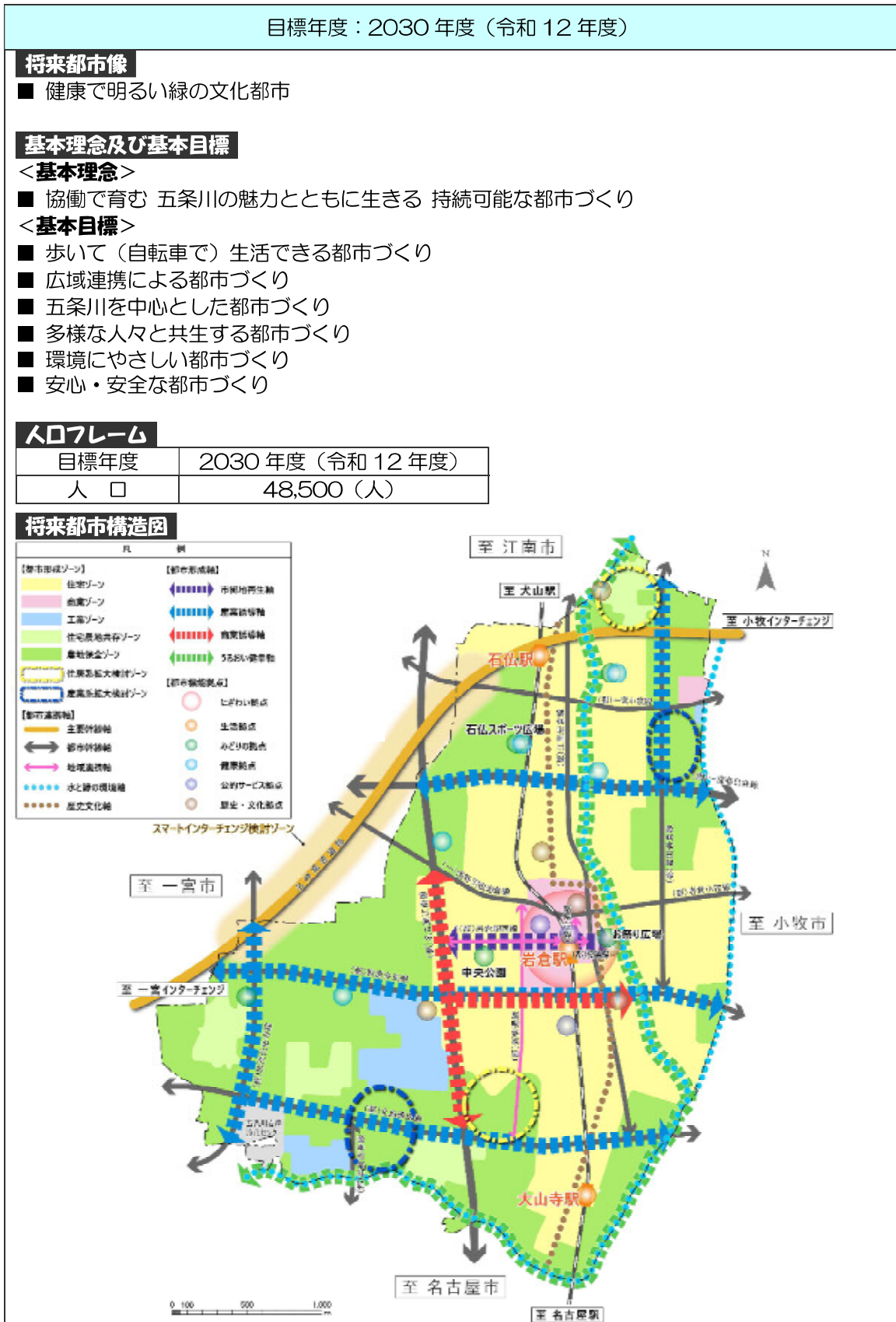



**基本計画（緑に該当する項目のみ記載）**

項 目	個 別 施 策
健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康づくりを支援する環境づくり</li> </ul>
個性が輝き心豊かな人を育むまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人や環境にやさしく安全な教育環境づくり</li> <li>■ 遺跡・文化財の保護・継承</li> </ul>
利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中心市街地の賑わい創出の促進</li> <li>■ 岩倉駅東地区市街地整備の推進</li> <li>■ 計画的な市街化区域の拡大検討</li> <li>■ わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理</li> <li>■ 美化活動の促進</li> <li>■ 農地の流動化促進と多面的機能の保全・活用</li> <li>■ 農にふれる機会の拡大</li> <li>■ 既存イベントの充実</li> </ul>
環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然と共生した河川の整備</li> <li>■ 身近な生物多様性の保全</li> <li>■ 環境学習等の推進</li> <li>■ 水質の浄化</li> <li>■ 五条川桜並木の保全</li> <li>■ 五条川沿いの散策環境の充実</li> <li>■ 公園の整備</li> <li>■ 既存公園の魅力化・長寿命化</li> <li>■ 市民参加による公園の維持管理</li> <li>■ 公共施設の緑化推進</li> <li>■ 民有地の緑の保全</li> <li>■ 市民参加による環境美化の推進</li> </ul>



#### 4 岩倉市都市計画マスタープラン（2021年（令和3年）3月策定）




**都市づくりの方針（緑に該当する項目のみ記載）**

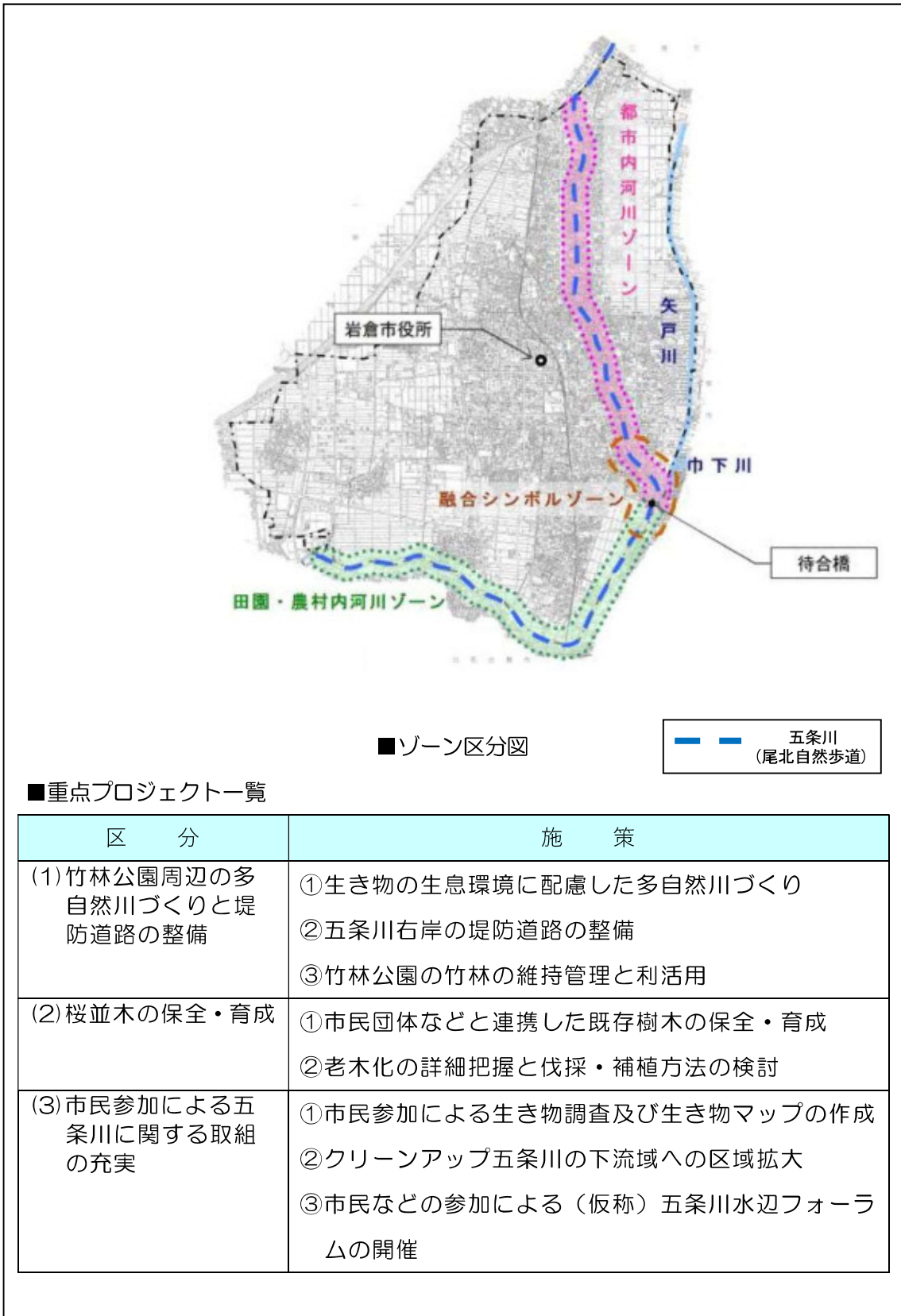
項 目		
土地利用	都市の暮らしと緑豊かな暮らしの調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無秩序な市街地拡大を抑制し、緑豊かな暮らしと優良な農地を保全</li> <li>■ 五条川をはじめとした市民の暮らしの身近にある自然環境について、生態系にも配慮しながら、適正に保全</li> </ul>
公園緑地	魅力ある公園緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 石仏スポーツ広場の機能の充実を図るため、石仏公園として、公園整備を推進</li> <li>■ お祭り広場を拡張し、（仮称）にぎわい広場の整備を進めるとともに、公園誘致圏に配慮した新規の公園設置を検討</li> <li>■ 新たな市街地整備を行う場所では、魅力ある市街地を形成するため、新規の公園緑地や生態系に配慮した多自然調整池の整備を推進</li> <li>■ 既存の公園については、市民にとっての憩いの場として、今後も活用していくため、多様な主体による公園管理を検討</li> </ul>
自然環境の保全及び都市環境形成	都市における生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本市のシンボルである五条川では、沿川の桜並木や固有の生態系などを後世に引き継ぐため、今後も自然環境を保全</li> <li>■ 五条川や公園、農地等との緑の連続性を高め、生態系ネットワークの構成に努めることで、都市全体で緑を感じられる空間を創出</li> </ul>
	持続可能な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境に関するイベントなどの開催を通じて、緑の普及・啓発を進め、都市及び自然環境に関する市民意識の向上</li> <li>■ 市民や民間事業者などが取り組む緑化活動を支援することで、民有地や公共施設の緑化を進め、緑豊かでうるおいのある都市環境を形成</li> </ul>
河川	自然との共生による水辺環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 五条川では沿川の桜並木や生態系を踏まえ、市民とともにうるおい健康軸に相応しい環境整備の推進</li> </ul>
都市景観形成	歩行者視点の街並み景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市の玄関口である岩倉駅の東西を結ぶ市街地については、駅にふさわしい都市景観の整備</li> <li>■ 市内の社寺等の地域景観資源を中心とした、歴史・文化を身近に感じることのできる景観の維持</li> </ul>
	五条川を活かした景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民の誇りである、五条川と桜並木がつくる水と緑に彩られた河川景観の保全</li> <li>■ うるおいのある市街地景観に重要な役割を果たす五条川沿川における、自然と調和した市街地景観の維持</li> </ul>



## 5 五条川自然再生整備等基本計画（2014年（平成26年）3月策定）

目標年度：2028年度（令和10年度）	
<b>計画期間</b>	
■ 2014年度（平成26年度）から2028年度（令和10年度）	
<b>基本理念及び基本目標</b>	
<b>&lt;基本理念&gt;</b>	
■ テーマ：『活かし育もう五条川の魅力』	
○先人たちが創造し、育ててきた五条川の治水・利水・親水の機能の維持・向上と活用を図り、多様な生き物が棲むことができる自然豊かな水辺環境を保全・創出していく。	
○そして、このような水辺環境や美しい桜並木を素地として、人々の学習・交流・健康増進などの活動を拡大し、健康で明るい緑の文化都市 岩倉のシンボルとして、市民参加のもとで五条川の魅力や価値をより一層高めていく。	
<b>&lt;基本方針&gt;</b>	
<p>The diagram consists of three overlapping circles connected by a blue line. At the top is a box labeled '基本理念'. Below it are three circles: a yellow one (Policy 1), a pink one (Policy 2), and a green one (Policy 3). Each circle contains a title and a list of specific actions.</p>	
<b>ゾーン</b>	<b>方針</b>
都市内河川ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地で身近に自然を感じることでできる水辺空間の創出</li> <li>○美しい桜並木の中を安心して歩ける堤防道路の整備</li> <li>○多様な市民による多彩な活動の継続と充実</li> </ul>
融合シンボルゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川改修などによる水辺の自然環境の保全・創出</li> <li>○市民に親しまれる水辺空間の創出</li> <li>○竹林公園や出逢橋などを活用した市民活動の展開</li> </ul>
田園・農村内河川ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田園風景に調和した自然豊かな水辺空間の保全・創出</li> <li>○田園風景や自然を楽しみながら歩ける堤防道路の整備</li> <li>○新たな市民活動による美しい水辺環境の維持・向上</li> </ul>

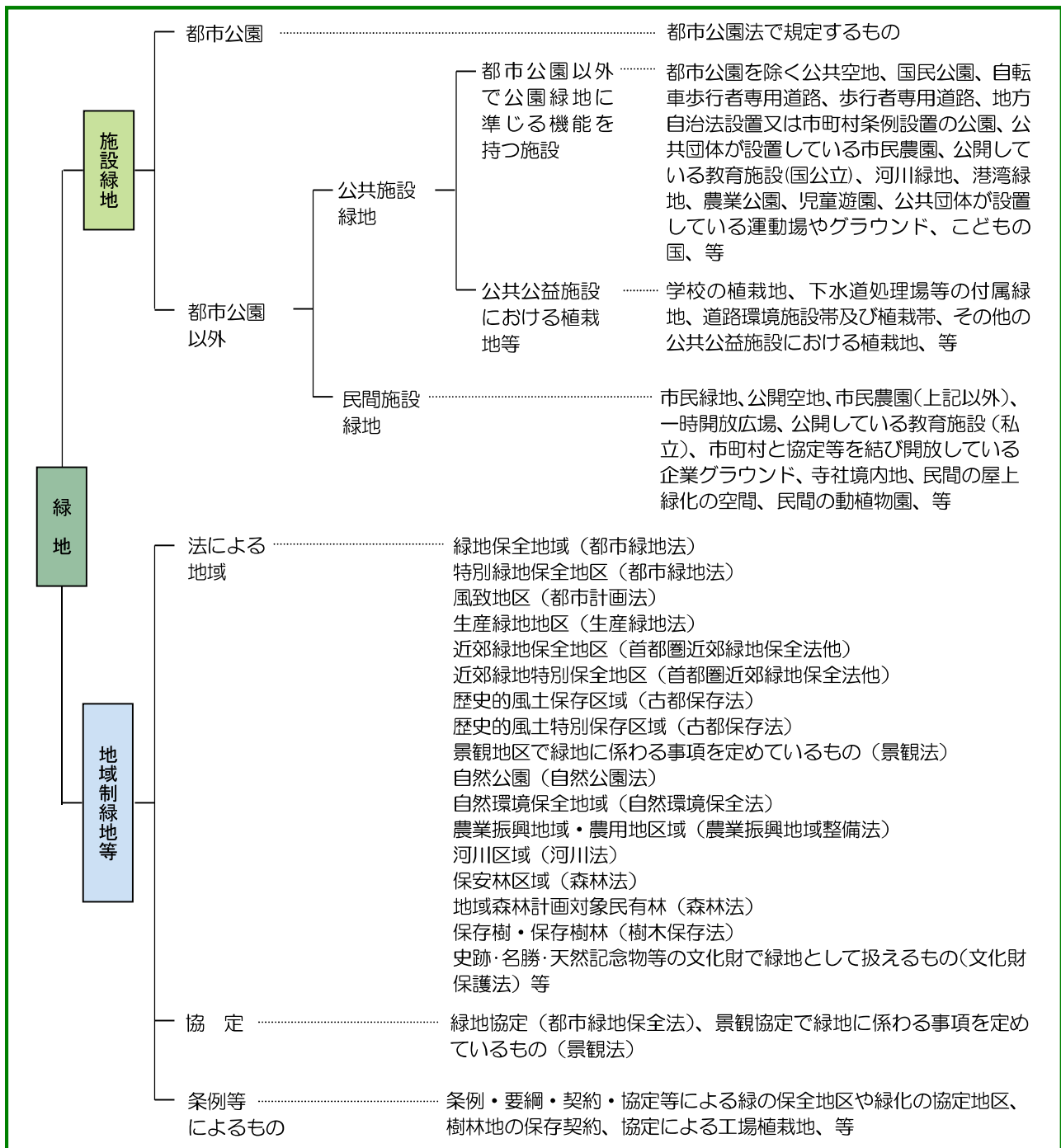




## 序一6 緑の定義

緑の基本計画の対象とする「都市の緑」は、樹木や草花などの植物のみを意味するものではなく、それらを含む周辺の土地や空間を含めたものとします。すなわち、公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼、街路樹や個人庭園の草花などの緑を広く対象とします。なお、緑地の分類としては以下の区分で整理を行います。

### ■緑地の分類



資料：新編 緑の基本計画ハンドブック 2007年(平成19年)



## 序-7 緑の4つの機能

都市における緑は、都市のオープンスペースとして、以下の4つの機能を有しています。これらの4つの機能は、適正に緑の保全・維持・管理を行うことで、より一層の効果が発揮されます。

### ■緑の4つの機能

#### 環境保全機能

- 快適な生活環境を創出し、都市環境を維持改善する
- 二酸化炭素(CO2)の吸収、大気の浄化や騒音等の緩和
- 優れた歴史的風土・農地を維持する
- 自然の緑を維持し、様々な生物の生息地を確保する
- 連続性のある緑や一団の緑により、生態系を維持する

#### レクリエーション機能

- 自然や歴史的文化とのふれあいの場を創り出す
- 地域の交流、健康増進を図る場を創り出す

#### 防災機能

- 災害時の避難場所や救援活動の拠点となる
- 延焼防止や避難路となる

#### 景観構成機能

- 個性や魅力ある地域を創り出し、都市の潤いと安らぎを与える
- 四季を通じる美しい景観を作り出す

資料：新編 緑の基本計画ハンドブック 2007年(平成19年)





## 序一8 前計画（平成24年3月策定）の検証

**緑の将来像**

健康で明るい緑の文化都市～五条川を中心とした緑の回廊づくり～

**基本方針**

緑の保全、緑の創出、緑の回廊、緑の育成

**計画の目標水準の検証**

○公共施設緑化率は達成状況にあります。

○令和2年現在の都市公園の整備量は目標値を下回っています。

項目	平成22年度 【基準年度】	平成32年度 【目標年度】	令和2年度 実績
都市計画区域人口	47,340(人)	50,000(人)	47,562(人)
都市公園の整備量	17か所 4.9(ha)	25か所 6.89(ha)	19か所 5.22(ha)
<b>緑の保全のための目標</b>			
保護樹林の指定箇所	9 (箇所)	10 (箇所)	9 (箇所)
保護樹の指定本数	92 (本)	100 (本)	84 (本)
<b>緑の創出のための目標</b>			
一人当たり都市公園面積	1.0 (m <sup>2</sup> )	1.4 (m <sup>2</sup> )	1.1 (m <sup>2</sup> )
都市公園等の箇所数	83 (箇所)	90 (箇所)	86 (箇所)
公共施設の緑化率	15 (%)	16 (%)	18 (%)
<b>緑の回廊のための目標</b>			
五条川など河川沿いの並木延長	7.6 (km)	8.0 (km)	7.6 (km)
市内の緑化された道路延長	13.6 (km)	15.0 (km)	12.9 (km)
<b>緑の育成のための目標</b>			
自然生態園及び五条川でのイベント参加人数	840 (人)	1,100 (人)	907 (人)
アダプトプログラムの里親登録者数	2,208 (人)	2,800 (人)	2,304 (人)
緑のカーテンの公共施設設置数	14 (箇所)	26 (箇所)	30 (箇所)

※都市公園等は都市公園＋公共施設緑地

※都市計画区域人口は、平成22年度は平成22年国勢調査、令和2年度は平成27年国勢調査の値を使用



### 施策の取り組み状況の検証

【全体概要】 ○前回策定された施策は継続的に取り組んでいます。

○親水公園については、川井野寄工業団地地区計画の予定地と重なり、検討の結果、整備を行わないこととなりました。親水空間の整備や緑道整備によるネットワーク形成については、今後検討する必要があります。

施策の方向		個別施策	結果
緑の保全	河川の保全	(1) 五条川などの河川の保全	継続
	都市公園の保全	(2) 都市公園の保全	継続
	樹林・樹木の保全	(3) 社寺林の保全、保護樹・保護樹林の指定	継続
	生物多様性の保全	(4) 生物多様性の保全	継続
		(5) 自然生態園の保全	継続
	農地の保全	(6) 農業振興地域農用地区域の保全	継続
		(7) 生産緑地地区の保全	継続
		(8) 遊休農地の活用	継続
		(9) 田園景観の保全	継続
緑の創出	都市公園の整備	(10) 住区基幹公園の整備	継続
		(11) 親水公園の整備	廃止
	既存公園の整備	(12) 公園施設の長寿命化計画の策定	継続
		(13) 魅力ある公園整備	継続
	市域を代表する緑の創出	(14) 市域の顔となる緑のまちづくり	継続
	公共施設の緑化	(15) 公共施設の緑化	継続
		(16) 屋上緑化、壁面緑化	継続
民間施設の緑化	(17) 住宅、工場、駐車場等の緑化	継続	
緑の回廊	河川や水路の緑化	(18) 五条川を軸に緑の回廊形成	継続
		(19) 五条川沿いの散策環境の整備・充実	継続
		(20) 歴史資源や尾北自然歩道の活用	継続
		(21) 自然と共生した水辺環境整備	継続
		(22) ピオトープネットワークの形成	継続
	道路の緑化	(23) シンボルロードの緑化及び沿道緑化	継続
		(24) 既存道路の緑化	継続
(25) 都市計画道路の整備（街路樹整備）	継続		
緑の育成	市民協働による緑化	(26) 協働による緑化推進	継続
		(27) 協働ルール・助成制度の設置と活用	継続
	緑の普及啓発	(28) 緑の情報発信・交流の場づくり	継続
		(29) 緑の活動の支援	継続
		(30) 環境教育の充実、景観・環境意識の高揚	継続
	緑の体制づくり	(31) 緑の活用とイベントの開催	継続
		(32) 緑の人材育成	継続
		(33) 緑の組織の育成	継続
緑の維持管理の向上	(34) 公園緑地の維持・管理	継続	

注)   廃止 …   継続 … 着手済み継続実施

